

聖心女子大学における新型コロナウイルス感染症の感染者情報等公表基準について

本学関係者(学生・教職員・その他の本学関係者)の新型コロナウイルス感染症への感染者が判明した場合は、本人の同意を原則として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に基づき感染情報等を公表します。

1. 公表の目的

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、個人情報の保護に十分な配慮をした上で、感染症の発生状況等に関する情報を公表します。

2. 公表する情報について

原則として、以下の情報を公表します。

(1) 感染症に関する基本的な情報

病原体の潜伏期間や感染経路、主な感染源等、当該感染症に関する基本的な情報を公表します。

(2) 感染源との接触歴に関わる情報

感染者の推定感染地域及び感染源との接触の有無等に関する情報を公表します。

(3) 感染者の行動歴等の情報

感染者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動歴等について、公衆衛生上の対策に関すること、感染者と接触した可能性のある者を把握するために公表をします。

また、他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期の行動履歴については、感染症のまん延防止に資するものではないことから公表はしません。

なお、公表に当たっては、公表による社会的な影響についても十分に配慮し、誤った情報が広まることのないように丁寧な説明に努めます。

厚生労働省健康局結核感染症課

「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>